



令和元年11月8日

名寄川に生えている樹木を活用しませんか？

～樹木の採取希望者を募集します～

名寄河川事務所では、名寄川に自生している樹木を資源として有効に利用する観点から、河川敷地内の樹木採取をしていただける企業や団体、住民を広く募集し「公募型樹木等採取」を下記のとおり試行します。

旭川開発建設部名寄河川事務所では、名寄川河川敷の樹木採取をしていただける企業や団体、住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を昨年度に引き続き試行します。なお、本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工あるいは販売などをすることができます。

記

伐採期間：令和2年1月6日(月)～令和2年3月13日(金)

伐採箇所：名寄川右岸 下川町北町地先付近の高水敷

申込期限：令和元年11月22日(金)

申込方法：郵送(当日消印有効)又はFAX

※募集に関する詳細は、旭川開発建設部名寄河川事務所ホームページに掲載しています。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/vktdfd000000an3q.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 名寄河川事務所

計画課 計画課長 田中 和浩 (01654-3-3178)

計画課 維持補修係長 榎本 隆志 (01654-3-3213)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



名寄川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和元年11月8日
旭川開発建設部名寄河川事務所

名寄川では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民などを広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、11月22日までに郵送（当日消印有効）、FAXにて以下の宛先まで応募してください。

応募先

郵 送：〒096-0016 名寄市西6条南9丁目
旭川開発建設部名寄河川事務所計画課 宛
F A X：01654-2-0969

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間：令和2年1月6日～令和2年3月13日
- ロ) 採取予定場所：名寄川右岸 下川町北町地先付近の高水敷

ハ) 採 取 可 能 面 積: 約23,000㎡

二) 主 　 　 樹 　 種: ヤナギ類が主体

ホ) 想定される採取量: 直径10cm程度の丸太材が100㎡当り0.6m³程度

※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。

※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合しと樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、12月20日までに郵送又はEメールで通知いたします。

5. その他

イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について名寄河川事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、名寄河川事務所の担当者より連絡いたします。

ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。

二) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは、現状に復旧してもらう場合があります。

ヘ) 運搬路の確保等については名寄河川事務所に対応いたします。

ト) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

旭川開発建設部 名寄河川事務所 計画課

電 話 : 0 1 6 5 4 - 3 - 3 1 7 7 (代表)

F A X : 0 1 6 5 4 - 2 - 0 9 6 9

※応募様式については、旭川開発建設部名寄河川事務所ホームページに掲載しています。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/vktdfd000000an3q.html>